

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第二十六条関係）

改正案	現行
<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係）</p> <p>一～五十四（略）</p> <p>五十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）<u>第百九十五条第一項（協同組織金融機関の理事等の詐欺更生）</u>若しくは第二項（相互会社の取締役等の詐欺更生）又は第百九十六条第一項（協同組織金融機関に関する第三者の詐欺更生）若しくは第二項（相互会社に関する第三者の詐欺更生）の罪</p> <p>五十六～六十（略）</p>	<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係）</p> <p>一～五十四（略）</p> <p>五十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）<u>第百九十五条第一項（詐欺更生）</u>又は第百九十六条第一項（第三者の詐欺更生）の罪</p> <p>五十六～六十（略）</p>